

北海道告示第11500号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年12月9日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その15)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 へき地医療対策事業 へき地における医療の充実と確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>						<p>提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1) へき地診療所施設整備事業</p>	<p>市町村等(地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会</p>	<p>1 へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費及び買収に要す</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>			

	及びその他知事が適当と認める者	<p>る経費</p> <p>(1) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p> <p>2 ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>						
(2) へき地診療所設備整備事業	市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1以内 （寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
(3) へき地患者輸送車整備事業	市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会及び	患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費	2分の1以内 （寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当た	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			

	社会福祉法人 北海道社会事業協会		り、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)	保福第33号様式別に指示する様式				
2	へき地医療対策事業 へき地における医療の充実と確保を図るため、予算の範囲内で補助する。					提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
1	運営費							
(1)	へき地医療拠点病院運営事業	知事が指定したへき地医療拠点病院の開設者	へき地医療拠点病院の運営に必要な経費（医療活動費、研究費、研修費、医療費及び情報通信機器等経費）	10分の10以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第34号様式 保福第35号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式 別に指示する様式		
(2)	へき地診療所運営事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北	へき地診療所の運営に要する経費（事務費、研究費、医療費及び情報通信機器等経費）	3分の2以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第8号様式から 保福第12号様式まで	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第11号様式から 保福第14号様式まで 保福第21号様式 別に指示する様式		

	北海道社会事業協会、その他知事が適当と認める者		金その他の収入金の控除等を行う。）					
(3) へき地患者輸送車運行事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会	へき地患者輸送車の運行に要する経費	2分の1以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第392号様式 保福第393号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第393号様式 保福第394号様式 別に指示する様式			
(4) へき地診療所医師派遣強化事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他知事が適当と認める者	へき地診療所への医師派遣に必要な経費	2分の1以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第483号様式 保福第484号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第484号様式 保福第485号様式 別に指示する様式			
3 遠隔医療情報通信機器整備事業 通信技術を応じた遠隔医療を実施す	市町村等(地方独立行政法人、特別区及び地方公共団	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入に要する	2分の1以内 寄附金その他の収入金があ	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

<p>ることにより医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>体の組合を含む。)又は知事が認める医療施設の開設者</p>	<p>経費</p>	<p>るときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第33号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>その他別に指示する書類</p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 救命救急センター事業費(運営費)補助金 初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターで、厚生労働大臣が適当と認めたものの開設者 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を設置する場合は、小児病棟を有し、広域搬送による受入が可能な医療機関</p>	<p>救命救急センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの 給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)、研究研修費、減価償却費、資産減耗費</p>	<p>3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第38号様式 保福第41号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第41号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>5 救急患者退院コーディネート事業</p>	<p>救命救急センター及び第</p>	<p>救急患者退院コーディネーターの</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		

<p>地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者退院コーディネーター」として医療機関等に配置することにより、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減するため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>二次救急医療機関の開設者で厚生労働大臣が適当と認めたもの</p>	<p>確保に要する経費のうち、次に掲げるもの 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第389号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第390号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>6 ドクターヘリ導入促進事業 救命救急センターにドクターヘリを配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救急救命センターで、厚生労働大臣が適当と認めるもの</p>	<p>1 ドクターヘリの運航に必要な委託費 （ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料）） 2 ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、社会保険料） 3 ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第234号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第235号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

		<p>な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に該当するもの。）</p> <p>4 ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費</p> <p>5 ドクターヘリのレジリスト構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>					
<p>7 病院群輪番制病院施設整備事業 休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者</p>	<p>地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、</p>	<p>1 病院群輪番制病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.33 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>	

の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で交付する。

医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院群輪番制病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）

診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（CCU）・脳卒中専用病室（SCU））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等

2 心臓病専用病室（CCU）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）

3 脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

病棟（脳卒中

り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）

		専用病室、廊下、 便所、暖冷房、 附属設備等)							
8	ヘリポート周辺施設整備事業 ドクターヘリ基地病院等のヘリポート周辺施設を整備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者の搬送体制の向上を目的とし、予算の範囲内で補助する。	第三次救急医療対策の充実を図るため、北海道医療計画に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営するドクターヘリ基地病院等で、厚生労働大臣が適当と認めたものの開設者	1 ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備に必要な工事費または工事請負費 2 ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に必要な工事費または工事請負費 3 ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に必要な工事費または工事請負費	0.33以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
9	がん検診従事者資質向上事業 がん検診に携わる医師に対する研修を実施し必要な技能の習得を図り、がんの早期発見・早期治療の推進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	がん検診に従事する医師の資質向上のための研修を行う経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料に限る。)	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		
10	医療施設等耐震整	次の(1)から	(1)、(2)の病	(1)、(2)	保福第1の16号様式	保福第1の30号様式	提出部数 正副2部		

<p>備事業 医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>(3)に掲げる条件に該当する医療機関等の開設者 (1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると知事が認めるものの開設者 (以下、「知事が認めるものの開設者」という。)並びに保健師助産師看護師法により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所 (学校教育法第1条に規定する学校は除</p>	<p>院の場合 医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 (1)、(2)の看護師等養成所の場合 土砂災害危険か所に所存する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費 (3)の場合 耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>の病院の場合 病院が耐震整備を行う場合 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 ①105%以上 0.475 ②105%未満 0.5 (1)、(2)の看護師等養成所の場合 0.5 (3)の場合 0.5 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第1の2号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出期限 提出先</p>	<p>別に指示する日 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>
---	---	---	--	--	---	---------------------	---

く。) (以下、「看護師等養成所」という。) の開設者 (地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)

(2) 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する知事が認めるものの開設者 (地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生

会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び

構造耐震指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する病院、看護師等養成所の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

(3) 平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて、北海道が作成した第 5 次地震防災緊急事業 5 箇年計画に定められた地

	震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）								
11 令和4年度(2022年度)北海道市町村援護事務交付金 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金等に係る事務に要する経費に対し、予算の範囲内で交付することで、市町村における事務処理の円滑化を図ることを目的とする。	援護事務を行う市町村	援護事務を行うために必要な次に掲げる経費に限る。 (1) 報酬 (2) 共済費 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 需用費（消耗品費、印刷製本費等） (6) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料等） (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料	10/10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課			
12 北海道老人福祉施設等整備事業（非常用自家発電設備等） 平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施		次に掲げる経費については補助の対象としない。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の		保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第4号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部	総合振興局長又は振興局長		

<p>設整備交付金実施要綱」第3により、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するために、北海道が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助をする。</p>		<p>建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>						
<p>(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であ</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。)</p>					

		<p>って、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>						
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人							
イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)	市町村、社会福祉法人							

	に係る非常用自家発電設備整備事業								
ウ	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
エ	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
オ	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(2)	高齢者施設等の		防災・減災等事業	4分の3以内					

<p>水害対策強化事業</p>		<p>整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>				
<p>ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、</p>						

<p>する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p>	<p>社会福祉法人</p>							
<p>イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人</p>							
<p>ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							

<p>オ 介護保険法第10条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(3) 高齢者施設等の給水設備整備事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					

		<p> 負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 </p>						
<p> ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 </p>	<p> 市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人 </p>							
<p> イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 </p>	<p> 市町村、社会福祉法人 </p>							
<p> ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業 </p>	<p> 市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者 </p>							

<p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					

		<p>製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>						
ア 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
イ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							

強化事業								
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する老人福祉センターに係る防犯対策及び安全対策強化事業								
(5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等にお</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					

		いて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。						
ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム（定員30名以上のものに限る。）及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。）、社会福祉法人							
イ 老人福祉法第15条第2項の規定により設置する老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されるものを除き、定員30名以上のものに限る。）に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							

ウ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人							
エ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
カ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認							

<p>名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業</p>	<p>めた者</p>							
<p>キ 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>13 生活困窮者支援プラットフォーム民間団体活動助成事業費補助金 コロナ禍における物価高騰の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体を支援することを目的として、予算の範囲以内で交付する。</p>	<p>道内に活動拠点をもつ社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の民間団体のうち、次の各号の要件を全て満たすものとする。 (1) コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められ</p>	<p>生活困窮者に対する支援を実施するために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		

ること。
(2) 各総合振興局又は振興局が委託する自立相談支援機関と連携が図られている、若しくは今後、連携する予定となっていること。
(3) 生活困窮者支援プラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要であると認められること。